

やっかん 保険約款改定のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、お客さまにより分かりやすくご安心いただける商品をお届けするための取組みを行っており、このたび、以下のとおり保険約款(普通保険約款・特約)を改定いたしました。これらの改定は、ご契約の保険始期日(継続契約の場合は継続契約の保険始期日)にかかわらず、2020年4月1日以降、すべてのご契約に適用されています。

なお、本改定による補償内容の変更はございません。また、特段のお手続きも不要です。

つきましては、以前お送りした保険約款と共に、本お知らせをお手元にて大切に保管いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<改定のポイント>

1. 民法の改正にあわせ、一部の取り扱いを変更しました。

2020年4月1日、民法(明治29年法律第89号)が改定・施行されました。このたびの改正では、社会や経済の変化へ対応するための見直しおよび実務で通用している基本的なルールが明文化されており、保険約款についてもそれらの改正に準拠した対応を行いました。

被保険者(補償対象者)の年齢が誤っていた場合の取り扱いの変更

ご契約締結時にお申し出いただいた被保険者(補償対象者)のご年齢に誤りがあり、保険期間の開始日における被保険者(補償対象者)のご年齢が当社の引受対象年齢の範囲外であった場合の取り扱いを変更いたしました。これまで当社は保険契約または一部の特約を「無効とする」ことになっていたものを、「契約者に対する書面による通知をもって取り消すことができる」ことに変更しました。なお、取消しになった場合、既にお支払いいただいた保険料については、これまでどおり返還いたします。

対象となる保険商品	上記が記載されている箇所
普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険	疾病入院保険金支払特約、長期保険特約
積立普通傷害保険、積立家族傷害保険	積立型基本特約(無配当型)
所得補償保険、アクティブシニア傷害保険	普通保険約款
積立アクティブシニア傷害保険	普通保険約款、積立型基本特約(無配当型)
シニアケア保険特約付普通傷害保険	シニアケア保険特約

2. 用語、文章の明確化を図りました。

よりわかりやすく、読みやすい内容となるように、用語や文章の見直しを行い、より明確な表現に改めました。

例) 賠償責任保険 個人特別約款に、「未婚」の定義を追加しました。

用語	定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

上記の他、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更や誤記修正も行いました。

ご不明点がございましたら、同封のご案内に記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上